

**平成26年産果樹共済（ぶどう、もも、すもも）の共済金
支払いについて**

県内各農業共済組合（NOSA I）は平成26年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年 産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	H 2 6	333	101,173,070
	（参考）H 2 5	328	68,254,450
	対比	101.5%	148.2%
もも	H 2 6	88	14,468,470
	（参考）H 2 5	240	75,181,634
	対比	36.7%	19.2%
すもも	H 2 6	117	9,651,910
	（参考）H 2 5	183	21,174,610
	対比	63.9%	45.6%
総合計	H 2 6	538	125,293,450
	（参考）H 2 5	751	164,610,694
	対比	71.6%	76.1%

※かき、りんごについては翌年1月に決定し、支払われる予定です。

2 支払年月日 平成26年12月15日から

3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは26年産果樹共済に加入し、規定の減収割合に達した組合員が対象となります。

減収量が基準収穫量の3割（樹園地総合短縮方式は4割）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

4 主な被害の概況

(1) ぶどう

今年のぶどうにおいては、極端な気象が度々発生し、2月の大雪に始まり収穫期となる9月頃まで様々な被害が発生した年となった。ぶどうにおいては共済金の支払が、ぶどう・もも・すももの3樹種のうち8割を占める大きな被害となった。これは過去10年間で最高額の支払であった。主な被害については以下のとおりである。以下の①～③でぶどうの支払の約8割を占める。

① 雪害

〔内容〕2月14、15日の記録的大雪によりハウスぶどうを中心に幹が折れる等の被害が発生。

② ひょう害

〔内容〕6月24日に甲州市の一部地域で発生した降ひょうにより傷果が発生。

③ 裂果

〔内容〕8月中旬以降の多雨により収穫期のぶどうに裂果が発生。

(2) もも

本年においては、ももの主な被害については以下のとおりである。以下の①～②でももの支払の約8割を占める。本年は収穫期に主な被害が発生した年であったが、凍霜害により大きな被害となった昨年と比べると支払額が約2割と少なく、また過去10年間の平均額との比較でも約半分程度となり近年では比較的被害の少ない年となった。

① 高温・乾燥害

〔内容〕7月から8月上旬にかけての高温と乾燥による着色不良・過熟果が発生。

② 風害

〔内容〕8月10日に台風11号の強風により、晩生品種を中心に落果や傷果が発生。

(3) すもも

本年においては、すももの主な被害については以下のとおりである。以下の①～③でももの支払の約8割を占める。以下のとおり4月の開花期から8月の収穫期を通じて被害が度々発生したが、昨年と比べると支払額が約4割に留まり、過去10年間の平均額との比較でも約4割程度となり、ももと同様近年では比較的被害の少ない年となった。

① 凍霜害

〔内容〕4月上旬に県内で局地的に低温となり、開花期のすももが凍霜害を受け、結実不良が発生。

② ひょう害

[内容]6月24日に甲州市の一部地域で発生した降ひょうにより傷果が発生。

③ 風害

[内容]8月10日に台風11号の強風により、晩生品種に落果や傷果が発生。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去10年の支払共済金との比較
ぶどう	26年産では雪害やひょう害、裂果など春先から収穫期までを通じて被害が発生し、過去10年間で最高の支払額となった。
もも	26年産では着色不良・過熟果や台風による被害はあったものの、過去10年間の平均支払額の約半分程度の支払額となった。
すもも	26年産では凍霜害、台風による被害、ひょう害による被害はあったものの、過去10年間の平均支払額の約4割程度の支払額となった。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (3) 樹園地単位総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 園地単位で減収量を算定
- (4) 樹園地単位特定危険方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 暴風害、ひょう害、凍霜害の3つの自然災害に限定した共済（各災害単独の方式と、暴風害とひょう害のセット方式、3つの災害のセット方式の合計5種類の方式）
 - ・ 園地単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、27年産の樹園地特定危険方式、樹園地単位総合短縮方式、半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に28年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

問合せ先：山梨県農業共済組合連合会（NOSA I 山梨） TEL 228-4711
事業2課